

# 正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

## 第1回 役員賞与は損金算入できない？

公認会計士・税理士 溝端 浩人  
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。今期は業績が良いので役員に賞与を支給しようと思っていますが、取引先の社長から、役員に賞与を支給しても損金に算入することができないと聞きました。損金算入できる方法はないのでしょうか？



業績が良いからといって役員に一時金を支払った場合、役員賞与として損金に算入することはできません。ただし、計画的に定期同額給与や事前確定届出給与等に該当するように支払えば、役員賞与であったとしても損金に算入することができます。

### 解説

#### ●損金算入が認められる役員給与

役員給与は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与のいずれかに該当する場合に限り損金算入が認められています。よって、役員に賞与相当額を支給する方法として、①定期同額給与や②事前確定届出給与に該当する形で支給することにより損金に算入することができる方法があります（ただし、上記①～③のいずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません）。

#### 1 定期同額給与としての役員賞与の支払

定期同額給与とは、支給時期が1か月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額であるもの（同一事業年度内定期同額給与）をいいます。なお、役員給与の改定が定時株主総会等で行われる等、当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月経過日までに行われている場合には、改定前は前で同額、改定後は後で同額であれば、定期同額給与に該当します（3か月以内改定の場合の改定前後定期同額給与）。

よって、役員給与を決定するにあたり、月々の役員報酬に役員賞与の年額の $\frac{1}{12}$ の額を上乗せした金額を役員給与とすることで、役員賞与相当額を損金に算入しようとする場合には、事業年度開始の日から3か月以内にその意思決定をする必要があります。

#### （例）定時株主総会で下記の役員給与を決定

役員給与70万円（内訳：役員報酬50万円、役員賞与相当額20万円（年額の $\frac{1}{12}$ ））



#### 2 事前確定届出給与としての役員賞与の支払

事前確定届出給与とは、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与をいいます。

よって、従業員と同じように夏・冬に役員賞与を支給する等の届出を、一定の期日までに納税地の所轄税務署長に行うことで、役員賞与相当額を損金に算入することができます。

#### 【事前確定届出給与の概要】

定時株主総会等で①支給時期、②支給金額を定める

「事前確定届出給与に関する届出書」を届出期限\*1までに納税地の所轄税務署長に提出する

届出書に基づいて役員給与を支給する\*2

\*1 定時株主総会等において支給時期や支給金額に関する決議をした日から1か月経過日（その日が事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4か月経過日後であるときはその4か月経過日）

（注）臨時改定事由等が生じた場合の届出内容の変更については、別途届出期限が定められています。

\*2 支給時期・支給金額が事前に確定しており、実際にその定めどおりに支給することが要件とされているため、届出額と実際の支給額が異なる場合は、支給額の全額又は一部が損金不算入となる場合があります。

#### 著者紹介



みそばた ひろと  
溝端 浩人（公認会計士・税理士）  
朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティンク・モール代表取締役。  
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき  
松本 栄喜（税理士）  
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。  
【事務所】大阪市淀川区西中島

#### 著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

